

蒲郡市協力井戸指定要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、渇水時又は非常変災時における生活用水確保のため、井戸使用者の協力を得て協力井戸に指定し、井戸水の利用を推進することにより、渇水に強いまちづくり対策及び非常変災時に資することを目的とする。

(協力井戸の指定)

第2条 井戸使用者から、渇水時又は非常変災時において近隣者への生活用水その他公益目的（以下「生活用水等」という。）のため井戸水を提供することの理解の得られた者について水質検査を実施し、検査に適合したときは、指定となった井戸を協力井戸に指定する。

2 協力井戸にしたときは、指定となった井戸使用者に粗品を贈るものとする。

(井戸水提供の協力)

第3条 指定を受けた井戸使用者は、渇水時又は非常変災時において近隣者への生活用水等のため井戸水を提供するものとする。

2 近隣者から生活用水等のため井戸水提供の申し出があった場合には、協力できる範囲内において提供するものとする。

(標識の掲示)

第4条 指定を受けた井戸使用者は、玄関等見やすい場所に「井戸水提供の家」の標識を掲示するものとする。

(水質検査の実施)

第5条 指定を受けた井戸使用者から水質検査の申し出があるときは、2年に1回を限度として蒲郡市の負担により実施する。ただし、申し出がなくても市長が公益上必要と認めたときは水質検査をすることができる。

2 水質検査の結果、不適合となった場合は協力井戸の指定を取り消すものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。